#### ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正案 現行 (定義) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。 定めるところによる。

- (1)こども 市内に住所を有する18歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 日本国内に住所を有する親権を行う者、未成年後見人そ の他の者で、こどもを現に監護している者をいう。
- (3)~(6) (略)

# (対象者)

- 第3条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者(以 下「対象者」という。)に対し、こども医療費を支給する。
  - (1) 保護者がその監護するこどもの疾病又は負傷について、医療保険 各法の規定により医療に関する給付を受けている場合 当該保護者 (2) 自ら生計を維持しているこどもがその疾病又は負傷について、医
    - 療保険各法の規定により医療に関する給付を受けている場合 当該 こども
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、こども医療費の支給に係るこども が次の各号のいずれかに該当するときは、こども医療費を支給しない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けてい
  - るこども

- (1) こども 中学校(中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中 学部を含む。)就学の終期に達するまでの者(学校教育法(昭和22年法 律第26号)第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者を 含む。)をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現 に監護している者をいう。
- $(3) \sim (6)$  (略)

# (こども医療費の支給)

- 第3条 市長は、市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者、 組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含 む。)又は被扶養者であるこどもの保護者に対し、こども医療費(次条 第1項に規定する額をいう。以下同じ。)を支給する。ただし、次の各 号のいずれかに該当するこどもの保護者を除く。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けてい るこども
  - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規 模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に 委託されているこども
  - (3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設に入所している又はそ

- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規 模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に 委託されているこども
- (3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設に入所している又はそ の他の法令による措置により施設等に入所しているこどもに係る、 国民健康保険法による世帯主又は医療保険各法(国民健康保険法を 除く。)による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額 を国又は地方公共団体が負担する状態となったこども
- (4) ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(平成17年 ふじみ野市条例第108号)により医療費の支給を受けているこども
- (5) ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年 ふじみ野市条例第106号)により医療費の支給を受けているこども
- (6) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により医療費の支給を現 に受けているこども

(支給額及び支給方法)

- 第4条 こども医療費として支給する額は、こどもに係る医療費の一部負 担金に相当する額とする。ただし、対象者の責めに帰すべき事由によ り対象者が負担すべき額があるときは、その額につき支給の対象とし ない。
- 2 前項によるこども医療費の支給は、対象者からの申請により行うもの | 2 前項によるこども医療費の支給は、保護者からの申請により行うもの とする。ただし、市長は、こどもが市長の指定する医療機関等で規則 で定める金額を超えない範囲で医療を受けた場合には、対象者に代わ り当該医療機関等にこども医療費を支払うことができる。
- 3 前項ただし書の規定による支払があったときは、対象者に対しこども | 医療費の支給があったものとみなす。

- の他の法令による措置により施設等に入所しているこどもに係る、 国民健康保険法による世帯主又は医療保険各法(国民健康保険法を 除く。)による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額 を国又は地方公共団体が負担する状態となったこども
- (4) ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(平成17年 ふじみ野市条例第108号)により医療費の支給を受けているこども
- (5) ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年 ふじみ野市条例第106号)により医療費の支給を受けているこども

### (支給額及び支給方法)

- 第4条 こども医療費として支給する額は、こどもに係る医療費の一部負 担金に相当する額とする。ただし、保護者の責めに帰すべき事由によ り保護者が負担すべき額があるときは、その額につき支給の対象とし ない。
- とする。ただし、市長は、こどもが市長の指定する医療機関等で規則 で定める金額を超えない範囲で医療を受けた場合には、当該医療を受 けたこどもの保護者に代わり当該医療機関等にこども医療費を支払う ことができる。
- 3 前項ただし書の規定による支払があったときは、当該医療を受けたこ どもの保護者に対しこども医療費の支給があったものとみなす。

### (受給資格証の交付)

第5条 <u>こども医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところ</u> により支給を受ける資格を証する受給資格証の交付を受けなければな らない。

(届出の義務)

第6条 <u>前条の規定により受給資格証の交付を受けた者</u>は、規則で定める 事項について異動があった場合は、規則の定めるところにより速やか に市長に届け出なければならない。

#### (受給資格の登録)

- 第5条 こども医療費の支給を受けようとする保護者は、規則で定めると ころにより受給資格の登録の申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請によりこども医療費の支給の対象者 (以下「受給資格者」という。)と認定したときは、規則の定めるところにより受給資格証を交付しなければならない。この場合において、 受給資格者として登録しないときは、規則の定めるところにより申請 者に通知するものとする。

(届出の義務)

第6条 <u>受給資格者</u>は、規則で定める事項について異動があった場合は、 規則の定めるところにより速やかに市長に届け出なければならない。